

2018

JA佐野

頼りになります。JAバンク

サマーキャンペーン 三好支店オープン記念

キャンペーン期間：平成30年 6月1日(金) ▶ 8月31日(金)

期間中、スーパー定期貯金を新たな資金にて
20万円以上(期間1年)お預け入れの方に、お得な金利を適用します。

① JAカード取引者
(新規契約可)

預入
期間 1年

年 0.10%

(税引後利率 年0.0796%)

② ア.定期積金 イ.年金 ウ.給振(農産物振込も可)、
エ.公共料金決済(NHK、電気、電話、水道、ガスの
5大公共料金) ア~エのいずれかの取引者(新規契約可)

③ 1、2以外の
取引者

預入期間
1年

年 0.07%

(税引後利率 年0.0557%)

店頭金利

年 0.015%

(税引後利率 年0.0119%)



お預け
いただいた方には
**ちょリス
グッズ**を、
先着でいずれか1点
プレゼント!!

A賞

ちょリス
保冷
トートバック

※預入金額
50万円以上



B賞

ちょリス
食器洗剤

※預入金額
50万円未満



©ちょリス

※プレゼントはお一人様1点(1回限り)とさせていただきます。商品は充分にご用意しておりますが、数量に限りがありますので、無くなり次第終了とさせていただきます。詳しくは、お近くの支店窓口または複合渉外担当者におたずねいただくか、ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ・ご相談はお気軽にお近くのJA窓口までお尋ねください、年金の受取りもJAへ。

JA佐野

佐野南支店 0283-24-2332
犬伏支店 0283-23-3636
佐野中央支店 0283-24-2065

旗川支店 0283-24-2396
赤見支店 0283-25-0224
吾妻支店 0283-23-2555

田沼支店 0283-62-1212
三好支店 0283-62-1005
愛村支店 0283-65-0121

葛生支店 0283-85-2090
常盤支店 0283-85-3090

JA佐野 サマーキャンペーン 三好支店 オープン記念 2018 商品概要説明書

(平成30年6月1日～8月31日適用)

1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型> (1年)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・定型方式 1年 (単利型) ・自動継続 (元金継続または元利金継続) に限ります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上1,000万円未満の新規資金 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口にお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・預入期間1年のものを満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店 (所) または本店金融・業務課 (電話: 0283-24-3712) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所 (電話: 028-625-1003) でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会 (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考 となる事項	—